

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 18 日現在

機関番号：32629

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2016

課題番号：15K21375

研究課題名(和文)紛争の画一的解決の要請の諸相

研究課題名(英文)Various dimensions of uniform dispute resolution

研究代表者

巽 智彦(Tatsumi, Tomohiko)

成蹊大学・法学部・准教授

研究者番号：10609126

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：行政法関係は、一般に、複数人間で共通の実体法状態を通用させる必要(紛争の画一的解決の必要)が大きいとされる。そのために、行政事件訴訟法には、取消判決の第三者効と取消判決に対する第三者再審という特別の仕組みが設けられている。しかしながら、紛争の画一的解決を達成するためにはこれらの仕組みが過剰ではないか、そもそも紛争の画一的解決の必要はいかなる場合に認識されるのかという点で、未解決の問題が山積している。本研究は、これらの問題に、民事法関係の立ち入った分析と、主としてドイツの民事訴訟法学、行政法学の比較法的検討を通じて取り組み、一定の成果を得た。

研究成果の概要(英文)：Generally speaking, administrative law suits demand to be solved uniformly. In Japanese Administrative Process Act, there are two important systems for this uniform dispute resolution, that is, erga omnes effect of judgement and tierce opposition. However, these two systems are too restrictive to achieve their goals, and furthermore, it is not clear what or which elements require the uniform resolution of administrative dispute. In this research I've struggled with these fundamental problems through the analysis of civil law cases and the comparative approach especially to German law. As a result, I've clarified the problems of modern Japanese law more precisely and made some suggestions how to improve Japanese law and system in this theme.

研究分野：行政法、民事訴訟法

キーワード：対世効 第三者効 第三者再審 取消判決 形成訴訟 形成判決 形成力 必要的参加

## 1. 研究開始当初の背景

本研究は、処分取消判決の第三者効(行訴32条1項)および第三者再審(同34条)の制度を問題発見の契機として、行政法学における第三者の法的地位、および行政訴訟の審理過程における第三者の取扱いの現況を明らかにするとともに、行政紛争の解決における諸制度の意義を検討することを通じて、その改善のための解釈論、立法論の展望を描くことを目的とするものであった。

行政法関係においては、多数の、場合によっては不特定の関係者の相互に関係する法的地位が、一つの行為形式によって同時に規律されていることがある。古くから議論されてきたものとしては、いわゆる二重効果的行政行為(収用裁決や競願的許可など)や、名宛人を持たない対物処分(道路の公用廃止決定など)がある。近時では、最高裁による処分性の拡大傾向の中で、行政計画(土地区画整理事業計画など)や条例(公立保育所を廃止する条例など)といった行政行為以外の行為形式による規律にも、注目が集まっている。そして、このような(不特定)多数人に対する規律が行政訴訟において争われる場合には、こうした行政の行為形式の効力が、利害関係人ごとにまちまちになることは、避けられるべきものと考えられてきた。換言すれば、利害関係人全体に対して同一の実体法状態を通用させること、すなわち紛争の画一的解決が必要とされてきた。我が国でこの紛争の画一的解決のために重要な役割を果たしているのが、先に見た第三者効と第三者再審である。

## 2. 研究の目的

本研究は、全体としては、複数人間で共通の実体法状態を通用させる必要があるとされる実体法関係の特色を、分野横断的に、また比較法的に解明することを目的とした。

紛争の画一的解決を達成するための制度には、比較法的に見て大きく二つのバリエーションが存在する。一つは、利害関係人をすべて手続に参加させることなくしては判決を有効としない仕組みであり、ドイツの必要的参加(notwendige Beiladung)に関する判例通説がその典型である。いま一つは、利害関係人をすべて手続に参加させずとも判決を有効とし、かつ訴訟当事者間以外にも判決効を及ぼす仕組みであり、ドイツの規範統制手続(Normenkontrolle)の一般的拘束力(allgemeine Verbindlichkeit)、フランスの越権訴訟認容判決の「対世効」(effet erga omnes)および日本の取消判決の第三者効がこれにあたる。

ここに、日本の第三者効の仕組みが、比較法的に見て普遍的なものではないことが確認される一方で、なぜこのような仕組みが行政法関係に関して普遍的に見られるのかと

いう問題が認識される。この問題に取り組むことが、本研究の具体的な目的であった。

## 3. 研究の方法

上記の研究の目的を達成するためには、必然的に、公法分野を超え、民法分野における紛争の画一的解決の諸相を分析する必要がある。とりわけ、民法において判決の対世効が導入されている分野(団体法、親族法、倒産法)について、紛争の画一的解決の必要性について一定の知見が蓄積していることが期待される。

また、法関係の特色そのものとは区別されるところの、行政法分野における法関係の規律の手段である行政行為の効力についても、考察の必要が存在する。先に見た通り、行政法分野において紛争の画一的解決を必要としている実体法状態には、行政行為という法的仕組みが密接に関わっている。

そこで、民法分野における紛争の画一的解決の要請、行政法分野における紛争の画一的解決の要請、紛争の画一的解決の観点から見た行政行為の機能という3つの具体的な目標を設定し、研究を進めた。

## 4. 研究成果

に関しては、まず、対世効と紛争の画一的解決の必要性：行政法関係における画一的規律の分析の基礎として(成蹊法学(82)242-208 2015年6月)において、民法関係における我が国の実定法の沿革を探究し、団体法(とりわけ会社法)、親族法、倒産法の各分野について、対世効規定が達成しようとした紛争の画一的解決の内実を明らかにした。具体的には、これらの分野においては、二つの矛盾する判決により板挟みの状況に陥る事態を回避すること(会社法)、身分関係の不可分性(親族法)や平等な倒産処理(倒産法)といった各種実体法・手続法の趣旨の貫徹といった事情が、紛争の画一的解決の要請を基礎づけ、ひいては対世効を必要とする事情として抽出された。次いで、同時に実現することが不可能な二つの債務に係る間接強制金の決定がともに適法とされた事例(諫早湾干拓事業許可抗告審(自治研究92(9)144-152 2016年8月)では、人格権に基づく差止請求権の結果が相互に矛盾する事態が生じている、諫早湾を巡る紛争を分析することで、二つの矛盾する判決により板挟みの状況に陥る事態について考察を深めた。

に関しては、「形成概念と第三者規律(一)~(六・完) 行訴法上の第三者効および第三者再審を手掛かりとして」(国家学会雑誌128(5)413-476 2015年6月~国家学会雑誌129(5)403-467 2016年6月)において、我が国の第三者効既定の沿革とその内容解明を行い、民事訴訟法分野における「形成力」の概念の含意を明らかにすることを通じて、行政法分野における紛争の画

一的解決の必要性に関する一定の知見を得た。また、行政法関係における紛争の画一的解決の仕組み（公法研究（78）249-257 2016年10月）においては、行政法分野における紛争の画一的解決を達成するための仕組み、すなわち必要的参加と第三者効 第三者再審の仕組みとについて、ドイツ・フランスの仕組みとの比較を通じて分析を進めた。次いで、行政判例研究(617・975)土地収用法九四条の裁決の取消訴訟が裁決手続の瑕疵を主張するものとして適法とされた事例[最高裁第二小法廷平成 25.10.25 判決]（自治研究 91(5) 130-142 2015年5月）や、移行認可の取消訴訟 大阪地判平成 25年10月25日裁判所ウェブサイト；大阪高判平成 26年9月30日裁判所ウェブサイト（公益法人 46(3) 2017年3月）において、行政法分野における紛争の画一的解決に関して、いくつかのケーススタディを重ねた。さらに、法令等の違憲・違法を宣言する裁判の効力 「違憲判決の効力論」を手がかりとして（成蹊法学（83）183 2015年12月）では、隣接する憲法訴訟の分野にも分析を進めた。

に関しては、規律(Regelung)と取消原理：行政行為の効力論における実体と手続の分化(成蹊法学（84）264-231 2016年6月）において、二重効果的行政行為の事例、一般処分・対物処分等について、第三者効による処理が必要である理由を特定する前段階として、そもそも行政行為による「規律」、また行政行為が「違法でも取り消されるまでは有効」とされることの含意を、ドイツの学説史に遡って詳らかにした。また、公法関係訴訟における事実認定について：憲法訴訟を端緒として（成蹊法学（85）116-88 2016年12月）では、憲法訴訟における事実認定のあり方を検討し、行政行為を発するための行政による法解釈および事実認定のあり方を分析するための手がかりを模索した。

5. 主な発表論文等  
（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計17件）

巽智彦  
移行認可の取消訴訟 大阪地判平成 25年10月25日裁判所ウェブサイト；大阪高判平成 26年9月30日裁判所ウェブサイト  
公益法人 46(3) 2017年3月

巽智彦  
公法関係訴訟における事実認定について：憲法訴訟を端緒として  
成蹊法学（85）116-88 2016年12月

巽智彦  
行政法関係における紛争の画一的解決の仕

組み  
公法研究（78）249-257 2016年10月

巽智彦  
判例クローズアップ 個人情報一部不開示決定の取消訴訟の主観的出訴期間[最高裁第一小法廷平成 28.3.10 判決]  
法学教室（431）39-44 2016年8月

巽智彦  
同時に実現することが不可能な二つの債務に係る間接強制金の決定がともに適法とされた事例 諫早湾干拓事業許可抗告審  
自治研究 92(9) 144-152 2016年8月

巽智彦  
規律(Regelung)と取消原理：行政行為の効力論における実体と手続の分化  
成蹊法学（84）264-231 2016年6月

巽智彦  
形成概念と第三者規律(6・完)行訴法上の第三者効および第三者再審を手掛かりとして  
国家学会雑誌 129(5) 403-467 2016年6月

巽智彦  
形成概念と第三者規律(5)行訴法上の第三者効および第三者再審を手掛かりとして  
国家学会雑誌 129(3) 209-268 2016年4月

巽智彦  
自衛隊機運航処分差止訴訟 第4次厚木基地訴訟控訴審判決（東京高判平成 27・7・30）  
判例セレクト 2015- 2016年2月

巽智彦  
法令等の違憲・違法を宣言する裁判の効力 「違憲判決の効力論」を手がかりとして  
成蹊法学（83）183 2015年12月

巽智彦  
形成概念と第三者規律(4)行訴法上の第三者効および第三者再審を手掛かりとして  
国家学会雑誌 128(11) 1040-1102 2015年12月

巽智彦  
形成概念と第三者規律(3)行訴法上の第三者効および第三者再審を手掛かりとして  
国家学会雑誌 128(9) 831-891 2015年10月

巽智彦  
書評 小幡純子著『国家賠償責任の再構成：営造物責任を中心として』  
季刊行政管理研究（151）77-81 2015年9月

巽智彦  
形成概念と第三者規律(2)行訴法上の第三者効および第三者再審を手掛かりとして  
巽智彦

国家学会雑誌 128(7) 611-673 2015 年 8 月

巽智彦

対世効と紛争の画一的解決の必要性：行政  
法関係における画一的規律の分析の基礎と  
して

成蹊法学 (82) 242-208 2015 年 6 月

巽智彦

形成概念と第三者規律(1)行訴法上の第三者  
効および第三者再審を手掛かりとして

巽智彦

国家学会雑誌 128(5) 413-476 2015 年 6 月

巽智彦

行政判例研究(617・975)土地収用法九四条の  
裁決の取消訴訟が裁決手続の瑕疵を主張す  
るものとして適法とされた事例[最高裁第二  
小法廷平成 25.10.25 判決]

自治研究 91(5) 130-142 2015 年 5 月

〔学会発表〕(計 2 件)

巽智彦

行政法関係における紛争の画一的解決

日本公法学会第 80 回総会 2015 年 10 月 17  
日

巽智彦

行政訴訟における第三者規律 独仏から見  
た日本

比較法学会第 78 回学術総会大陸法部会  
2015 年 6 月 6 日

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

取得状況 (計 0 件)

〔その他〕

なし

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

巽智彦 (TATSUMI, Tomohiko)

成蹊大学・法学部・准教授

研究者番号：10609126

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし

## (4) 研究協力者

なし